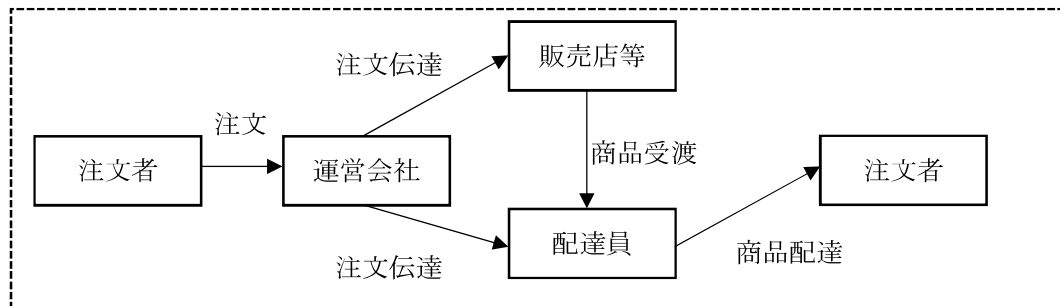


【参考】フードデリバリーサービス運営会社に対する県の対応について

1 業務委託等のイメージ図



2 運営会社における交通安全対策の取組状況

一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会の策定した「交通安全ガイドライン」に基づき、各運営会社が自主ルールを策定して交通安全対策を講じている。

具体的な取組みとして、配達員に対し

登録時

- 交通ルール・安全運転の説明
- 損害賠償制度の説明
- 自転車保険への加入
- 事故発生時の対応

稼働時

- 交通ルールの遵守徹底の注意喚起
- 事故発生時のサポート

などの取組みが行われている。

また、本県における取組事例として、一部の運営会社は県警と連携し、配達員に対する交通安全教育を実施している。

3 今後の対応案

県としては、各運営会社等に対して、交通ルールの遵守や自転車保険の加入、交通事故防止に関する情報等の提供を行い、配達員に対して周知徹底が図られるよう要請を行っていくこととする。